

## 第2期佐伯市子ども・子育て支援事業計画の施策評価

# 資料2

評価基準	
A … 当初のイメージ通りかそれ以上に推進ができ、達成率に直すと100%以上	D … 一部推進は出来たが、未対応部分の方が多く、達成率に直すと20～50%未満
B … 当初のイメージ通りにほぼ推進ができ、達成率に直すと80～100%未満	E … 未対応または、ほぼ推進ができておらず、達成率に直すと20%未満
C … 大まかな推進はできたが一部未対応があり、達成率に直すと50～80%未満	

方向性、今後の取り組み	
継続 … 新たな計画においても現計画同様、継続して実施する。	拡充 … 現計画には記載した内容を拡充し、新たな記載を行う。
廃止 … 現計画で取り組んだものの、新たな計画においては廃止とし計画書には記載しない。	縮小 … 現計画には記載した内容を縮小し、新たな記載を行う。
新規 … 現計画には記載していないが、新たな取り組みとして、新たな計画には記載する。	

### 評価一覧

施策の方向性	施策	評価	今後の方向性	施策の方向性	施策	評価	今後の方向性
1	地域における子育て・子育ての支援			2	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		
	(1) 地域における子育て・子育て支援サービスの充実				(1) 次代の親の育成		
1	1 預かり保育	A	継続	1	1 思春期における保健・福祉体験学習事業	B	継続
2	2 一時預かり	A	継続		(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備		
3	3 休日保育の実施	A	継続	1	1 校区ネットワーク会議の推進	B	継続
4	4 地域子育て支援拠点事業	A	継続		(3) 家庭や地域の教育力の向上		
5	5 ホームスタート事業（家庭訪問型子育て支援事業）	B	継続	1	1 家庭教育の推進	B	継続
	(2) 保育サービスの充実			2	2 子どもの文化活動の推進と支援	B	継続
1	1 幼児教育・保育環境の向上	A	継続	3	3 地域や自然とふれあう体験交流	B	継続
2	2 幼児教育・保育の充実	B	継続		3 子育てを支援する生活環境の整備		
3	3 幼児教育・保育施設と小学校の連携	B	継続		(1) 良質な住宅の確保		
	(3) 子育て支援のネットワークづくり			1	1 子育て世帯リフォーム支援事業	B	継続
1	1 「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」	A	継続		(2) 安全な道路交通環境の整備		
	(4) 子どもの健全育成			1	1 子どもの交通安全活動の推進	B	継続
1	1 放課後児童クラブ	B	継続		(3) 安心して外出できる環境の整備		
2	2 放課後子ども教室	B	継続	1	1 赤ちゃんスマイルスポット事業	E	廃止
3	3 新・放課後子ども総合プランの推進	C	継続	2	2 公共施設等のバリアフリー化の推進	B	継続
4	4 児童館	B	廃止		(4) 安全・安心なまちづくりの推進等		
	(5) 地域における人材育成			1	1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	B	継続
1	1 保育士等の育成・確保の強化	B	廃止				

施策の方向性	施策	評価	今後の方向性	施策の方向性	施策	評価	今後の方向性
4 職業生活と家庭生活との両立の推進等				6 きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援			
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し				(1) 児童虐待防止対策の充実			
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	B	継続	1	養育支援訪問事業	A	継続
2	男性の育児参加の促進	A	継続	2	家庭児童相談事業	B	拡充
5 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進				(2) ひとり親家庭の自立支援の推進			
(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策				1 ひとり親家庭自立支援の推進			
1	乳児家庭全戸訪問事業	A	継続	2	ひとり親家庭医療費助成事業	B	継続
2	乳幼児健康診査事業	A	継続	(3) 障がい児施策の充実			
3	のびのび教室の開催	A	継続	1	障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進	B	継続
4	予防接種事業	B	継続	(4) 子どもの居場所づくりの支援			
(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策				1	子ども食堂・学習支援	B	継続
1	思春期保健対策	B	継続	2	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進	B	継続
2	情報モラル教育の推進	B	継続				
(3) 「食育」の推進							
1	さいき『食』のまちづくりレシピの推進	B	継続				
2	望ましい食習慣の形成を図る食育の推進	B	継続				
(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり							
1	母親クラブ・育児サークル活動の支援	C	継続				
(5) 小児医療の充実							
1	小児科医療体制の維持・確保	B	継続				
2	さいきっ子医療費助成事業	B	継続				
(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進							
1	子育て世代包括支援センターの構築	A	継続				
2	妊婦健康診査による支援	A	継続				
3	産後ケアの充実	A	継続				
4	不妊治療への支援	B	継続				

評価合計	
A	14
B	31
C	2
D	0
E	1
合計	48

【施策の方向性1】地域における子育て・子育ての支援

(1) 地域における子育て・子育て支援サービスの充実

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	預かり保育	保護者の就労支援として、公立・私立幼稚園において、預かり保育を実施していますが、公立幼稚園における預かりは、現在行っている渡町台幼稚園、鶴岡幼稚園、よのうづ幼稚園以外の園では、職員数確保の点から預かり保育の実施が困難な状況にあります。 私立保育園等においては、今後も、保護者の就労支援として、関係機関と連携し、幼稚園教諭の確保に努め、預かり保育の実施に努めます。	こども福祉課、学校教育課	A	公立幼稚園においては渡町台幼、鶴岡幼、よのうづ幼で預かり保育を実施しました。 私立認定こども園等においては、11施設で預かり保育を実施しました。	令和3年3月に策定した「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」の閉園基準に基づき、よのうづ幼については令和5年度末に閉園し、預かり保育を終了しました。	継続	渡町台幼、鶴岡幼では預かり保育を引き続き実施します。
2	一時預かり	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・保育所等で一時的に預かる事業です。 今後は、令和2年秋に開館予定のさいき城山桜ホール内に一時預かりに特化した機能を設けるほか、保護者の求職活動やリフレッシュ等の支援として、引き続き、一時預かりの実施に努めます。	こども福祉課、学校教育課	A	公立幼稚園においては渡町台幼、鶴岡幼、よのうづ幼で一時預かりを実施しました。 公立保育所等においては6施設（公立全施設）で一時預かり事業を実施しました。（R5実績：15人）また、私立保育所等においては10施設で一時預かり事業を実施しました。	令和3年3月に策定した「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」の閉園基準に基づき、よのうづ幼については令和5年度末に閉園し、一時預かりを終了しました。 保育園等では園の行事や職員の配置の関係等で保護者の希望の日に一時預かりを利用できない場合がある。	継続	渡町台幼、鶴岡幼では預かり保育を引き続き実施します。
3	休日保育の実施	休日（日曜日・祝日等）において、保護者が就労などで児童の保育ができない場合に保育を行う事業です。 現在実施していない事業ですが、休日保育のニーズに対応するため、今後、私立保育園等と連携した事業の実施や経済的負担を考慮した利用料の設定を検討します。	こども福祉課		やよいこども園（私立）で休日保育事業を実施しました。（R5実績：8人）	休日保育についての認知度が低いため、より多くの方に気軽に利用してもらえるよう広報に力を入れ周知を図ります。	継続	
4	地域子育て支援拠点事業	少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じています。 本市では、市内7か所に地域子育て支援拠点を設置し、子育て中の親子の交流、相談・援助、情報提供等を行っています。 利用者は、保育所入所前の0～1歳の利用が多く、今後は、令和2年秋に開館予定のさいき城山桜ホール内に新たな拠点を整備するとともに、既存の拠点や児童館のあり方の検討を行うなど、より利用しやすい拠点づくりを目指します。	こども福祉課	A	令和2年10月末にさいき城山桜ホール内に佐伯市子育て・子育て支援室「さくらっ子」が開設され、令和2年11月に「かるがも仲間館」が廃止されました。利用児童は、保育所入所前の0～1歳の利用が多く、イベントに合わせて、複数の地域子育て拠点を周回して利用している状況です。 各拠点とも、毎月のおたよりを発行し、SNS等でお知らせをしています。 また、市内の地域子育て支援拠点と児童館の情報を掲載したリーフレットを作成し、市内全戸配布を行うとともに市内の各種施設に設置してもらい、幅広い世代への周知を図ることができました。	地域子育て支援拠点を利用していない親子もいるので、継続的な周知を行うと共に利用のきっかけづくりの機会をつくる必要があると考えます。	継続	
5	ホームスタート事業（家庭訪問型子育て支援事業）	本市では、家庭訪問型子育て支援事業を実施しており、利用者は少ないものの子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っています。 今後は、令和2年4月に開設予定の子育て世代包括支援センターと連携し、子育てに悩みや不安を抱える親子の支援を行っていきます。	こども福祉課、健康増進課	B	悩みのある親子の支援を途切れず行っています。 R5年度から子育て世代包括支援センター「さいきっずまある」にて伴走型相談支援が始まり、妊娠前から子育てに不安を抱える方について紹介しています。妊娠届け出時や赤ちゃん訪問時など機会ある毎の周知をしています。	ホームスタートという言葉や支援の内容についての認知度が低いため、より多くの方に気軽に利用してもらえるよう広報の手段や回数を増やし周知を図ります。 ハイリスク妊婦、妊娠前から切れ目ない支援を必要とする妊婦へ、本事業を紹介するが、利用に至らない場合もあります。利用までステップを踏む必要があります。	継続	精神的支援だけでなく、育児や家事など具体的支援を必要とする人が利用しやすくなるよう本事業の趣旨を周知すると共にスムーズな利用に至るよう支援をしていきます。

(2) 保育サービスの充実

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	幼児教育・保育環境の向上	<p>幼児教育・保育を充実させるため、集団規模の確保と就労家庭への子育て支援として、認定こども園の設置を推進してきました。</p> <p>今後も少子化の進行が予想されることから、引き続き、認定こども園の設置を推進し、ニーズに対応する保育サービスの提供と質の向上を目指すとともに、佐伯市立幼稚園・保育所のあり方検討委員会において、公立幼稚園の適正な園児数など幼稚園、保育園のあり方について検討を行います。</p>	こども福祉課、学校教育課	A	令和3年3月に策定した「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」の閉園基準に基づき、大入島幼、青山幼、上浦幼、大島幼、佐伯東幼、八幡幼、木立幼、松浦幼、よのうづ幼を閉園しました。	特になし	継続	令和6年度以降も基準に基づき保育環境を整えていきます。
2	幼児教育・保育の充実	<p>乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。</p> <p>幼稚園・保育所・認定こども園を支援しながら、「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力などの非認知的能力※の育成を図ります。</p> <p>※非認知的能力とは、目標に向かって頑張る力、他の人とうまく関わる力、感情をコントロールする力などのことをいい、数がわかる、字が書けるなど、IQなどで測れる力を「認知的能力」とよび、IQなどで測れない内面の力を「非認知的能力」と呼びます。</p>	こども福祉課、学校教育課	B	令和5年3月に「佐伯市保幼小連携協議会」を立ち上げ、市内全ての幼児教育施設の保育の質の向上を目指し、体制を構築しました。 令和5年度から同協議会主催による授業参観・保育参観や、合同研修会を実施し、各施設から1名以上の参加を呼びかけ、幼児教育・保育の充実へとつなげています。	各幼児教育施設がこれまで作成・実施してきたカリキュラムの内容に違いが大きく、「架け橋期のカリキュラム」を実働するにあたり、各幼児教育施設が評価改善しながら保育を実施していけるようになるためには、園によっては多くの働きかけが必要な状況があります。	継続	今後も、「佐伯市保幼小連携協議会」主催による、授業参観・保育参観や、合同研修会を継続して実施していくこと、また、ブロックごとの「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施を行い、市内全ての幼児教育施設の、幼児教育・保育の質の向上へとつなげていきたい。
3	幼児教育・保育施設と小学校の連携	<p>幼児教育・保育から小学校教育への円滑な移行が図られるよう、すべての園において「アプローチカリキュラム」、「スタートカリキュラム」、園児の体験入学などを実施しており、子どもがスムーズに学校生活を送れるよう、連携を深めています。</p>	学校教育課、こども福祉課	B	令和5年度から、「佐伯市保幼小連携協議会」が主催し、授業参観・保育参観や、合同研修会を実施しました。その中で、「幼児期のおわりまでに育ててほしい10の姿」を手掛かりに、子どもの姿を中心においた話し合いを行い、幼児教育施設と小学校の職員が互いの教育についての相互理解を図りました。	幼児教育施設と小学校がブロックを組み、相互理解を深めながら取組をすすめていくべきであるが、中には小学校の近くに幼児教育施設がないなどの課題もあるため、ブロックの実態に応じて取組の工夫を行っていく必要があります。	継続	今後も、「佐伯市保幼小連携協議会」主催による、授業参観・保育参観や、合同研修会を継続して実施し、市内全ての小学校・幼児教育施設に参加を呼びかけ、枠を越えた連携を進めていきたい。また、ブロックごとの「架け橋期のカリキュラム」の作成・実施を行い、幼児教育施設と小学校の職員間で相互理解を深めながら、架け橋期の子どもの学びをつなげられるようにしていきたい。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」	<p>民生委員・児童委員・主任児童委員が全小学校区に配置されており、子育て家庭の相談や地域の福祉相談に応じています。</p> <p>特に、子育て家庭の困りごとを早期に発見できる支援体制の構築や気軽に集まれる居場所づくりとして、民生委員・児童委員・主任児童委員が「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」の運営支援に積極的に関わっています。</p> <p>今後も、地域の子育て支援体制を維持しながら、気軽に相談ができる関係・環境づくりを推進します。</p>	社会福祉課、こども福祉課、健康増進課	A B	<p>社会福祉課では、民生委員・児童委員、主任児童委員が「おめでとう訪問事業」（生後6か月と1歳児のいる家庭を訪問する事業）を実施しやすくなるように毎月情報提供等を行いました。</p> <p>事前（乳児健診時）に同意を得られた家庭の情報も地区の民生委員等へ提供し、住民異動があった際も報告しました。</p> <p>健康増進課では、子育てガイドブック「赤ちゃんにちは」に「おめでとう訪問事業」や「子育てサロン」を掲載し、子育て世代に周知しています。</p>	<p>民生委員等の意見をききながら情報提供を継続し「おめでとう訪問事業」を通じて地域の身近な相談相手としての民生委員等と子育て世帯の接点をつくることで、気軽に相談できる関係づくりを推進します。</p> <p>「おめでとう訪問」は4～5か月健診の際に訪問同意書を受け取っているため、母の心配や困りごとが多いとされる産後1か月前後の時期を過ぎてしまう。児童委員からもタイムリーな訪問ができないとの声が聞かれています。また「子育てサロン」の周知を行っているが、サロンや支援サービスの利用まで至らないケースもみられます。今後も担当課が連携しながら母子の孤立を防ぐための支援や環境整備が必要です。</p>	継続	健康増進課としては、今後も事業の周知及び主任児童委員等と必要な連携を図っていきます。

(4) 子どもの健全育成

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	放課後児童クラブ	<p>就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。</p> <p>これまで、幼稚園児も放課後児童クラブを利用してきましたが、この5年間に5か所の放課後児童クラブの施設整備を行い、定員数の拡大を図るとともに、認定こども園の設置、幼稚園の一時預かりを開始し、幼稚園児の利用減少に取り組んできました。しかし、共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブの利用希望は年々増加し、小学生の受け入れが困難となっているクラブも生じています。また、幼稚園児と小学生では活動に差があるため、過ごしやすい環境の提供が難しい側面もあります。</p> <p>今後は、利用を希望する小学生の受け入れができるよう、小学校の空き教室の活用を中心として、施設整備や支援員確保の方法について検討します。</p>	こども福祉課	B	<p>令和2年度から6年度の間放課後児童クラブの施設整備は行っていませんが、利用児童が増え手狭になったクラブに替えて、休園となった幼稚園舎を活用するなど、空き教室を活用した受け入れ児童数の増加の取組を行いました。</p> <p>また、幼稚園児の受け入れを令和3年度で終了し、これまで利用できていなかった小学生がクラブを利用できるようになりました。</p> <p>しかしながら、依然として利用希望は多く、児童数の多い校区のクラブを中心に待機児童が発生している状況です。</p>	<p>全体的な児童数は減少しているものの、児童クラブの利用希望は多く、一部クラブでは待機児童が生じています。また、小規模校のクラブでは利用児童が少なく、クラブの運営を維持することが難しく、今後のクラブ運営のあり方を検討する必要があります。</p> <p>さらに支援員の確保や処遇改善等の働く人の確保も課題になっています。</p>	継続	
2	放課後子ども教室	<p>放課後子ども教室は、放課後や週末等に小学校の空き教室等を活用して、地域の大人に企画・運営・参加してもらい、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。</p> <p>本市では、放課後子ども教室は、放課後児童クラブがある全ての小学校で実施されており、児童クラブに通う児童の一部も放課後子ども教室を利用しています。</p> <p>今後も、放課後の子どもの居場所づくりの一環として、子どもたちが安全に過ごせる場所の提供に努めます。</p>	社会教育課	B	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない期間がありましたが、算数・国語を中心に学習機会を提供する「学びの教室」、ダンスや茶道などの体験教室を行う「放課後チャレンジ教室」を継続的に実施しており、子どもの居場所づくりに資することができました。令和5年度は「学びの教室」は13小学校で435名、「放課後チャレンジ教室」は7小学校区で126名が参加しました。</p>	<p>「学びの教室」は13小学校で実施していますが、年間を通じて行っており、指導者の確保が課題です。特に周辺部の学校では地域外の協力者を派遣する形で対応しており、協力者の負担も大きくなっています。</p>	継続	

3	<p>新・放課後子ども総合プランの推進</p> <p>国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携による実施または各学校の余裕教室の徹底活用による一体的な実施に努めます。</p> <p>○放課後児童クラブの令和6年度に達成されるべき目標量 放課後児童クラブの目標事業量は、量の見込みと確保の方策に基づき、必要に応じて施設整備を進め、令和6年度段階で1,145人／年とします。</p> <p>○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量 令和6年度までに、13か所整備することを目指します。</p> <p>○放課後子ども教室の令和6年度までの整備計画 令和6年度までに、全小学校区の100%に整備することを目指します。</p> <p>○具体的な方策について 放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的又は連携して実施するために、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容検討、安全管理ができるよう、定期的な打ち合わせの場を設けていきます。 さらに教育委員会部局と福祉部局の連携については、放課後児童クラブを所管している「こども福祉課」と放課後子ども教室を所管している「社会教育課」が十分に連携を図り、他関係機関との調整を図りながら、放課後等の安全・安心な居場所確保のため、学校施設の活用や地域の実情に応じた児童クラブの開所時間延長を検討していきます。</p>	こども福祉課、社会教育課	C	<p>放課後児童クラブの目標事業量は1,140/年で、目標にわずかに届いていません。また、一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の整備は進んでおらず、6箇所となっています。「放課後子ども教室」の事業開始にあたり、各校区の児童クラブとの協議を必ず実施しています。</p>	<p>「放課後子ども教室」の事業推進には、児童クラブの協力が不可欠であることから、今後も密な連携を図り、一体的に子どもたちの安全・安心な居場所づくりを提供できるよう推進を図ります。</p>	継続	
4	<p>児童館</p> <p>児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、現在、佐伯児童館、上浦児童館、弥生児童館、蒲江児童館の4つの児童館が開設されています。</p> <p>児童館の就学児童の利用人数は、児童数の減少や放課後児童クラブの利用、塾やスポーツ活動など放課後の過ごし方の多様化に伴い減少傾向にあります。したがって、乳幼児親子の利用が増えていることや施設の老朽化などを踏まえ、機能移転を含めた児童館のあり方を総合的に検討していきます。</p>	こども福祉課	B	<p>児童館や関係課と協議を重ね、令和6年度末で4館の児童館が廃止されます。廃止後は、未就学児親子は地域子育て支援拠点、小学生は放課後児童クラブのほか、社会教育事業への参加や図書館や地域の公民館やコミュニティセンターで放課後を過ごすこととなります。</p>	<p>これまで児童館を利用していた小学生の新たな居場所をこれまでより、より身近なところに設け、地域での子育てを行っていききたい。</p>	廃止	

(5) 地域における人材育成

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	保育士等の育成・確保の強化	<p>幼児期の学校教育・保育の提供の基盤となる人材を育成・確保するため、関係機関と連携し、育成・確保に努めます。現在、保育園等就職準備支援事業を行っていますが、今後は人材の育成・啓発につながるような中高生からの保育現場体験などを検討していきます。</p>	こども福祉課	B	<p>保育園等就職準備支援事業については、事業開始した平成29年度から令和5年度までで、合計46名の保育士就職を支援しました。(令和5年度実績5名)</p>	<p>待機児童解消を目的とし実施していましたが、近年は連続して新年度時点の待機児童0人を達成しており、当初の目的を達成したと考えられることから、令和6年度末で廃止します。</p>	廃止	

【施策の方向性2】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	思春期における保健・福祉体験学習事業	思春期に生命の尊厳や性に関する教育を行うことにより子どもたちの心身の健全な育成を図れるよう、乳幼児と中学生等の福祉体験学習等を推進し、乳幼児とのふれあいの中で、父性・母性の育成を図ります。	学校教育課	B	令和5年度は、市内中学校のうち9校で、各教科の学習や道徳、特別活動等において、講師を招いた性教育講演会を実施しました。	新型コロナウイルス感染拡大の影響もあって、乳幼児とのふれあい活動の実施は難しい状況が続きました。	継続	講師を招いての性教育講演会の実施を積極的に進めていきたい。同じく、乳幼児とのふれあい活動の実施も取組に工夫を加え推進していく必要があります。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	校区ネットワーク会議の推進	核家族化による家庭力の低下等により、子育てへの不安や、学校への不安の声が見受けられ、身近な地域社会との連携が必要となっています。 本市では、学校と家庭、地域社会が連携して子どもを育てる「地域協育」の中核組織となる「校区ネットワーク会議」を各中学校区に設置しています。 また、コーディネーターとして「地域学校協働活動推進員」を各地区公民館に配置することで、情報の共有化や事業の準備・実施の円滑化を図っています。 今後も、本事業を推進するとともに、学校が主催する「コミュニティスクール」とも連携して活動の充実を図っていきます。	社会教育課	B	各中学校区にコーディネーターを配置し、地域と学校を繋ぐ支援を行い、関係者を集めた「校区ネットワーク会議」を設置しています。 令和5年度は学校支援事業を通じて子どもたちの子育てに地域ボランティア延べ35,000人以上が関わりました。	校区ネットワーク会議の立ち上げから10年以上経過し、地域にも浸透しています。 地域で子どもを育てる「地域協育」を進めるため、地域の実情に対応しながら今後も継続していく必要があります。	継続	

(3) 家庭や地域の教育力の向上

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	家庭教育の推進	就学前の親子を対象に、地域の家庭教育支援チームが、佐伯市のオリジナルプログラム「子パンダプログラム」(親子参加型の家庭教育講座)を実施し、親育ちのための子育てのヒントを伝えるほか、親同士の交流の機会を与え、子どもが心豊かに過ごせる家庭環境への支援に取り組みます。	社会教育課、こども福祉課	B	家庭教育支援事業については家庭教育講演会の開催やファンリテーター養成講座などを継続して行っています。令和5年度は庭教育講演会の開催やファンリテーター養成講座と合わせて、25回実施し、延べ476名の参加がありました。	事業を継続的に推進するために、新たな指導者の育成が必要です。また、小学校入学説明会等を学習機会の場としていましたが、オンライン化などの変化もあるため、新たな研修の場を設ける必要があります。	継続	
2	子どもの文化活動の推進と支援	9つの市町村が合併してできた佐伯市には、地域ごとに様々な歴史や伝統があり、小学生を対象とした、勾玉作り・金兜作り、縄文土器作りといった歴史体験教室や専門講師を派遣し、アート教室を開催するなど芸術文化に触れる機会を提供しています。今後も歴史資料館や学校と連携し、郷土の文化や歴史を学ぶ事業や各種芸術活動の場の提供に努めます。	社会教育課	B	小学生以上を対象とした歴史体験教室(土器作り、勾玉作り、鏡作り等)を行っています。令和5年度は3回実施し、69名の参加がありました。	歴史体験教室を通じて、歴史を身近に感じ、理解を深めることが出来ています。今後とも、地域や学校と連携し、歴史や文化に関する講座や教室等による学習機会を充実させ、郷土愛の醸成に繋がる事業を継続していきたい。	継続	
3	地域や自然とふれあう体験交流	佐伯市は、山、川、海という豊かな自然に恵まれ、四季折々の自然に触れることができます。その恵まれた環境を生かし、より多くの子どもたちが自然と親しむ環境づくりに努め、自然を大切にすることを育成するため、今後、具体的な方法を検討・協議します。	こども福祉課、社会教育課	B	各地区公民館(コミュニティーセンター)などで、小学生を対象とした体験教室を9箇所で行っており、令和5年度は145名の参加がありました。また、放課後児童クラブや児童館でも自然観察会や生き物観察会、海や川で遊ぶ機会を設けています。	人口減少や出生率の減少が進むなかで、参加者の減少が見受けられます。佐伯市の豊かな自然に親しむ機会をより多くの子どもが得られるよう内容や周知方法の改善を図る必要があります。自然にふれあい機会が地域や校区で異なっています。	継続	

【施策の方向性3】子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み															
1	子育て世帯リフォーム支援事業	子育て世帯の住環境の向上を図るため、18歳未満の子どもがいる世帯が行う持ち家の改修工事などにに対し補助を行っています。 今後も、本事業の周知と事業継続に努めます。	こども福祉課	B	子育て世帯の子育てのための改修工事に要した経費について以下のとおり助成しています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請件数</th> <th>助成実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>2</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>3</td> <td>718,000</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3</td> <td>900,000</td> </tr> </tbody> </table>		申請件数	助成実績	R2	2	600,000	R3	3	718,000	R4	2	600,000	R5	3	900,000	県から内示される補助額に応じて予算計上すること、一件あたりの工事経費が高額であることから補助件数は例年少ない。ただ、申請を断る場合も少ない。	継続	
	申請件数	助成実績																					
R2	2	600,000																					
R3	3	718,000																					
R4	2	600,000																					
R5	3	900,000																					

(2) 安全な道路交通環境の整備

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	子どもの交通安全活動の推進	登下校時の交通安全運動や、子どもを対象とした交通安全教室の開催など、子どもを交通事故から守る取組を行っており、各学校では、交通安全教育や自転車の乗り方など学校全体で指導しています。 今後も、交通安全教室の実施や通学路の点検など、学校や保護者、地域の見守り隊、警察などの関係機関と連携しながら、児童生徒の安全性が確保できるよう取り組みます。また、保育所やこども園等においても、園外保育マニュアルを毎年見直すなど園児や保育士等の安全確保に取り組みます。	学校教育課、こども福祉課	B	各学校において、地域・保護者の協力の下、登下校における見守り活動が行われたり、交通安全指導員による交通安全教室を開催したりしています。令和5年度は年度当初に「大分県自転車等の安全で適正な利用の促進に関する条例」の改正に係るチラシ配布等でヘルメット着用の重要性を通知しました。	児童生徒のヘルメット着用については、通学や部活動以外の着用状況に地域による差が生じている状況が見られます。	継続	子どもの安全安心を守るためにも、関係機関と連携して取組の徹底を図っていききたい。

(3) 安心して外出できる環境の整備

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	赤ちゃんスマイルスポット事業	乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組の一環として、外出中に授乳やオムツ替えなどの必要が生じた場合に、気軽に立ち寄ることができるような施設「赤ちゃんスマイルスポット」を設置しています。 今後も、公共施設のほか、民間施設とも協働し、地域社会全体で子育て家庭を支える意識を高めていきます。	こども福祉課	E	登録施設数が少なく、また周知不足のため認知がされていない状況にあります。	大分県が同様の事業を実施しており（おおい子育て応援バスポート事業）、登録事業者数も多くサービスも充実しているため、県の事業への移行を検討したい。	廃止	
2	公共施設等のバリアフリー化の推進	大分県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進しています。 今後検討している施設整備においても、子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるようバリアフリー化を推進します。	障がい福祉課、建築住宅課	B	公共施設等のバリアフリー化を推進し、子どもや妊産婦、障がい者、高齢者などあらゆる人々が安心して暮らせる街づくりを進めることができました。 さいき城山桜ホール 濃霞山公園公衆トイレ	大分県福祉のまちづくり条例の理念の普及・啓発を図りながら、引き続き、公共施設のバリアフリー化をはじめとした生活環境の整備を推進していきます。	継続	

(4) 安全・安心なまちづくりの推進等

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	<p>子どもを交通事故や犯罪被害から守るため、教育委員会と学校、警察等の関係機関との連携による情報の伝達・共有を推進します。</p> <p>警察との連携については、スクールサポーターを活用するとともに、犯罪被害にあった子どもたちの支援については、県教育委員会とも連携しながら、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、佐伯市教育支援センター教室「グリーンプラザ」を活用して、対応を図ります。</p>	学校教育課、 こども福祉課	B	<p>学校だけでは解決が困難と思われる事案等へのサポートを行う「佐伯市学校支援チーム」を組織し、専門相談員を中心に対応しています。また、佐伯市内の高等学校を事務局とする「佐伯市生徒指導連絡協議会」に所属し、佐伯警察署や防犯協会との連携も図っています。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携も学校文化に根付き、関係機関との連携により子どもを守る体制が確立しています。</p>	<p>子どもたちを取り巻く環境の変化により、学校生活や家庭生活を脅かす問題が複雑化しています。それに対応するための、専門知識の習得や人員の確保等が課題として挙げられます。</p>	継続	<p>生徒指導に関する連絡については、生徒指導担当・教育相談コーディネーター研修の場で共有しています。学校から不審者等の情報があれば、すぐに各学校に周知しています。</p>

【施策の方向性4】職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和を目指すため、事業所に対し育児休業の推進や従業員の余暇時間の創出などの普及啓発を図ります。 また、大分県と連携して、県が実施する働き方改革の取り組みに関する経営者向けの勉強会や企業で取り組むリーダーを育成する講座等の情報提供、佐伯市独自の取組みとして、事業所向けの「雇用管理セミナー」等を実施し事業所に対し制度の理解と浸透に向け取り組みます。	商工振興課	B	ジョブカフェ相談員を通じて、企業訪問時に大分県が開催する各種育成講座やセミナーの開催周知及び働き方改革等のパンフレットを配布しました。 また、佐伯市工業連合会及び佐伯市企業技術振興協議会会員向けに各種セミナーの開催周知を行いました。 市役所庁舎内においては、各種セミナー等のポスター掲示及びパンフレット設置を行い、普及啓発を図りました。 (※雇用管理セミナーはR3年度に国からの委託事業期間を満了したため終了。)	国からの委託事業により、雇用管理セミナー等を実施していた地域雇用活性化推進事業が3年間の委託事業期間を満了したことにより事業終了したため、R3年度からは、市として雇用管理セミナー等は実施していません。	継続	企業訪問等を通じて、大分県が開催する各種育成講座等の情報提供を行うとともに、関係機関等へのポスター及びパンフレット配布により、制度への理解と浸透に向け取組みを継続していく。
2	男性の育児参加の促進	働く女性の増加や核家族化などから子育て中の母親が孤立化する傾向にあり、子育て中の家庭における父親の役割が大きく期待されています。 近頃では、イクメンなどの言葉が広がり、父親の育児への意識が高まりつつあり、本市でもイベントに父親が参加する姿を多くみられるようになり、父親と子どものみを対象とした行事も開催されています。 今後も、母親、父親がそれぞれに責任を持ち、家庭においてともに子育てをすることを旨とした啓発に取り組むとともに、父親が参加しやすいイベント等を行っていきます。	こども福祉課、福祉保健企画課	A	令和4年度に、WEB及び会場集客形式で、男性の育児・家事参画の促進をテーマとした佐伯市男女共同参画講演会を実施しました。講師は男性で、東京大学で教授を勤めつつ、育児や家事を楽しく行っていた自身の体験やジェンダー学の観点に基づき、男性の育児・家事参画に関する意義や長所、効果等について楽しくお話していただき、多くの市民への啓発教育を行うことができました。 毎年実施している佐伯市地域女性活躍推進事業補助金募集要項の事業対象に「男性の家事・育児参画につながる取組」と明記し、公募を行いました。市民団体や高校などの採択団体が、趣向を凝らし、男性や父親の育児や家事参画について学ぶ座学や料理教室などを実施しました。 また、さいき城山さくらホールの「さくらっ子」では、子どもを連れた父親の利用が多い傾向にあります。父が参加しやすい週末にイベントを行うなど工夫をしています。父親向けの事業を企画している児童館や地域子育て支援拠点が増えています。 令和5年度から「さくらっ子」でプレパパレマ教室を開始し、子育てに対する情報提供や不安解消に取り組んでいます。	年1回実施している「佐伯市男女共同参画講演会」での内容やテーマは、性別や年齢を問わずに啓発教育ができるものになっているが、内容やテーマが男性の育児等の参加の促進に限定できないという課題があります。 佐伯市地域女性活躍推進事業補助金については、応募（採択）団体が企画実施する取組であるため、男性の育児・家事参画につながる事業希望があるか不透明であるという課題があります。（事業対象内容は「男性の育児家事参画」だけではない。） 地域子育て支援拠点をいつでも気軽に利用できるよう情報発信を行うとともに、将来親になる高校生等の育児に関する教育の機会を作りたい。	継続	講演会や講座等のイベントを単発的に実施することは効果的ではないため、併せて、男性の育児・家事参画につながる広報周知を県や関係機関と連携して実施していきます。市公式ホームページ、市公式ソーシャルネットワークサービス、ケーブルテレビ行政チャンネル、ラジオ、市報のほか、啓発展示や街頭キャンペーンを通じて、さまざまなツールを活用し、啓発教育に関する取組を実施していきます。 佐伯市地域女性活躍推進事業補助金に関する広報周知と併せ、採択団体間の連携を深めていくためのネットワーク会議開催や市と採択団体の協働事業実施を行うなどの採択団体の育成支援を図っていきます。

【施策の方向性5】母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

(1) 妊産婦・乳幼児への保健対策

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	乳児家庭全戸訪問事業	乳児の健康管理及び保護者の育児支援等の助けになるよう、保健師等専門職による乳児全戸訪問を行い、育児に関する事業等の説明、育児相談等を行っています。母親の要望により他市町村へ里帰り中の訪問を希望する場合は、他市町村の保健師と連携をとっています。 また、訪問できていない家庭は、その理由を確実に把握しています。 今後も育児負担感や不安等を把握し、支援ができるように取り組んでいきます。	健康増進課	A	保健師または委託助産師が生後4か月までの乳児家庭を訪問しました。 実績 R4：対象299人中298人(99.7%) R5：対象227人中227人(100%)	妊娠届時からリスクの可能性が把握できるもの(望まない妊娠や予期しない妊娠、夫婦関係のトラブル等)は早期に支援につなぐ必要があります。	継続	今後も全ての乳児家庭訪問(転入者も含め)を実施し、乳児の健康管理及び必要な情報提供やサービス提供等により保護者の孤立化を防ぎます。またハイリスクケースについては、こども福祉課と連携して支援します。
2	乳幼児健康診査事業	所内相談及び電話・訪問相談など、気軽に相談できる体制を整えており、乳幼児健診受診率は高率を維持しています。 乳幼児健康診査事業では、乳幼児の成長発達を支援するだけでなく、健やかな成長に必要な正しい知識の普及啓発のための栄養指導・歯科指導・母親の育児不安軽減のための保健指導の対応を充実させています。 数人の未受診者はいますが、未受診の理由や所在確認は把握できており、今後も各健診の必要性や受診方法を周知し、受診勧奨を行っていきます。	健康増進課	A	4~5か月児、1歳6か月児、3歳児は集団健診、6~8か月児及び9~11か月児は医療機関個別健診を実施しました。 実績 乳児 R4：98.3% R5：98.7% 1.6歳 R4：99.7% R5：98.7% 3歳 R4：98.7% R5：98.9% 乳児健康診査(医療機関分) R4：469件 R5：405件 ※集団健診においては、R5年度まで西部分室と和楽で開催。	健診未受診者が毎年一定数みられ、また未受診の理由も様々のため、各未受診者の状況に合わせた受診勧奨が必要です。	継続	今後も保育機関や医療機関などと連携し、乳幼児の最適な成長発達を遂げられるよう事業を継続します。またハイリスクケースについては、こども福祉課と連携し支援します。 R6年度からは、集団健診においては、和楽会場のみで実施します。
3	のびのび教室の開催	8~9か月児を持つ親を対象に育児学級(のびのび教室)を開催しており、保護者が学習できる貴重な機会として参加率も80%を超えています。 今後も、引き続きのびのび教室を実施し、安心して子育てができるための知識の普及啓発に努めます。	健康増進課	A	R5.10月から集団講話を再開しました。欠席者については、医療機関分の乳児健診受診券の早期利用や所内相談を案内しています。 実績 R4：対象306人中238人(77.8%) R5：対象259人中210人(81.1%)	1.6歳児健診での言葉の遅れを改善するため、脳の発達や愛着形成を促すための指導を継続する必要があります。	継続	保護者にとっては、離乳食や歯科保健について学ぶ機会になっています。今後も保護者が発達段階を理解し、育児手技のみでなく、基本的な生活習慣を実践できるような支援を強化していきます。
4	予防接種事業	疾病予防のため予防接種を推進し、法定の予防接種に加え、おたふくかぜワクチンの接種の助成を行い、無料で接種を受けられるようにしています。 併せて、令和元年10月から、中学生までを対象としたインフルエンザ予防接種費用の助成を始め、予防接種の勧奨を行うとともに、子育て世代の経済的支援も行っています。 また、予防接種率の向上を図るため、必要に応じて電話や通知文にて接種勧奨を行うとともに、接種時に必要としていた予防接種カードを廃止し、接種しやすい体制を整備してきました。特に麻疹風しんの定期接種では、第1期・2期それぞれに勧奨時期を設定し、勧奨を強化しています。 今後も、予防接種の重要性についての普及啓発、乳幼児健診時に接種履歴の確認、未接種者への勧奨を確実にし、接種率の向上に努めます。	健康増進課	B	法定の予防接種に加え、おたふくかぜワクチン及び子どものインフルエンザ予防接種費用の助成を実施しました。 実績(接種件数) (定期12種類) R4：9,232件 R5：8,242件 (おたふくかぜ) R4：273件 R5：261件 (インフルエンザ) R4：1,512件 R5：1,152件	接種率向上にむけ、定期接種については接種対象日、接種勧奨通知を送付する他 市報やホームページ等で周知しています。 赤ちゃん訪問時や乳幼児健診時にも保健師や看護師が積極的に勧奨しているが、更なる周知方法を検討していきたい。	継続	普及啓発、乳幼児健診時に接種履歴の確認、未接種者への勧奨を確実にし、接種率の向上に努めたい。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
思春期保健対策	地域の児童クラブや保育園・学校等の要望に応じて栄養教室や思春期教室を実施しています。今後も継続して思春期保健対策の充実を図るとともに、関係機関の連携を強化していきます。	健康増進課	B	要望のあった放課後児童クラブや中学校等にて実施しました。R4年度から活動再開しました。 乳幼児と中学生のふれあい交流事業～R4：1か所、R5：3か所 食生活改善推進協議会の活動の一貫として手作りおやつ配布～R4：4回、R5：4回	ふれあい交流事業については地域によって要望がないところがあります。 食生活改善推進協議会の会員について高齢者が増え、会員が減少し、活動自体が難しくなっています。	継続	子どもの頃からの食や命の大切さについてのあらゆる情報発信を行い、各地域からの要望に応じ、関係機関と連携し、地域の状況に応じ、取り組んでいきます。
情報モラル教育の推進	近年増加するSNSを介した犯罪に子どもたちが巻き込まれないために、各小・中学校において、情報モラル教育に係る教職員への研修や、子どもたち・保護者向けの講座に取組むことを通して、具体的な知識を身に付けるとともに、危機意識を高めます。	学校教育課	B	I C Tに係る校内研修計画書の中に情報モラル教育の実施を位置付けて研修を行っています。学校の要請に応じ、I C T支援員による情報モラル講演会を実施しました。さいきドリームプロジェクト会議が作成した「NEO9 to 7ルール」の周知を行いました。	教材や授業例など、情報モラル教育を進めるにあたって有効な資料を紹介し、各学校の取組をサポートしていく必要があります。	継続	1人1台端末を活用した学習が進んでいる中、端末の持ち帰りや活用も含めて、I C T機器と上手に付き合う子どもの育成を目指して、各学校や佐伯市P T A連合会等と連携して「NEO9 to 7ルール」の取組をさらに浸透させていきたい。また、各学校の情報モラル教育の推進のため、有効な資料や情報の提供に努めていきたい。

(3) 「食育」の推進

施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
さいき『食』のまちづくりレシピの推進	さいき『食』のまちづくりレシピ(佐伯市食育推進計画)に基づき、保護者や乳幼児を対象に、離乳食や幼児食の指導・周知を乳幼児健診時を中心として行うとともに、各ライフステージに沿った健康づくりに関する研修会や学習会等の実施に努めます。	ブランド推進課、健康増進課	B	さいき城山桜ホールキッチンコートにおいて親子で参加できる郷土料理教室等多彩な食育ワークショップを開催しました。 離乳食教室では保護者・乳児に試食をしてもらいながら、開始の時期や正しい進め方を指導しました。R6年より佐伯産有機米・有機野菜を離乳食に使用しています。1歳6か月児健診では講話を行い、3歳児健診では資料を配布し、待合に設置した電子黒板で幼児食に関するスライドショーを流しています。	ワークショップの内容によっては参加者が少なくなることもあるので広報の仕方等含め工夫が必要。 後期の離乳食教室で、形状の進みが遅れている人がいたり、個別相談で形状が進まないことに関する相談を受けることが多い。幼児では、食が細いことに関する相談が多い。	継続	引き続きライフステージに沿った食に関する知識の普及をはかり、配布資料や講話内容において見直しを検討します。
望ましい食習慣の形成を図る食育の推進	望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭と担任の連携による教科や給食等を利用した指導の実施、「弁当の日」取組み校の増加、佐伯市食育推進会議との連携を図り、家庭、地域への食育についての啓発活動を推進します。	ブランド推進課、学校教育課	B	佐伯市食育推進会議を開催し、食育に携わる異業種の方と積極的な意見交換ができました。 令和5年度は、食育の推進及び食に関する指導の充実を目的とし、市内幼稚園・小中学校に栄養教諭を派遣し、年間154時間の「食育の授業」を行いました。市内小中学校のうち25校で「弁当の日」の取組が実施されました。	食育推進会議のメンバーに農政課、学校給食関係課にも参加してもらい幅広く情報共有を行います。 「食育の授業」に係る栄養教諭の負担が大きいため、派遣の仕方を見直す必要があります。また、「弁当の日」の意義を再度共通理解し、目的をもった取組の実施が望まれる。	継続	今後は、栄養教諭だけでなく栄養職員も活用した「食に関する指導」を充実させ、健康的な生活習慣の定着を図りたい。「弁当の日」の取組は、引き続き学校や地域において実施し、食育推進に繋げたい。

(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	母親クラブ・育児サークル活動の支援	<p>母親クラブは児童を持つ母親などの連帯組織で、地域における文化活動や世代間交流など、児童福祉の向上を図るための活動を行っており、食育活動やイベント、学校・公民館行事の支援等を通して、地域において母親の視点から子どもの育ちを支えています。</p> <p>今後の活動については、地域により母親クラブの数や活動に差が生じていることから、母親クラブという形にとらわれず、地域全体で子どもの育ちを支える方向へと支援のあり方を検討していきます。</p>	こども福祉課	C	<p>母親クラブは10団体あり、各団体とも、子どもの健全な育ちを支えるために地域の団体や住民との交流を図りながら活動をしています。新型コロナウイルス感染症のため、活動ができないクラブもあったが、5類移行後は活動を再開してきています。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のため、活動が停滞しているクラブや会員の世代交代が進んでいないクラブもあり、クラブ数の減少が予想される。</p> <p>また、地域により母親クラブの数や活動に差が生じているので、今後は母親クラブという形にとらわれず、地域全体で子どもの育ちを支える方向へと支援のあり方を検討していきます。</p>	継続	

(5) 小児医療の充実

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	小児医療体制の維持・確保	<p>小児医療体制のさらなる充実を図るため、市内の小児科医療機関による当番医制度を導入し、佐伯市医師会の協力のもと、夜間・休日に救急医療を要する子どもを受け入れる佐伯市小児救急当番医事業も定着してきています。今後も、小児医療体制の維持・確保に努めます。</p>	健康増進課	B	<p>輪番制による日曜日と平日夜間の小児救急の受け入れ体制と、24時間オンコール体制の専門的処置の維持・確保に努めることが出来ました。</p> <p>実績（患者延べ人数）                      （小児初期救急体制整備事業）R4:772人                      R5:1,107人                      （小児救急医療支援事業）R4:1,045人 R5:1,271人</p>	<p>小児救急の医療体制について、今後医師会との協議・検討が必要である。</p>	継続	<p>今後も引き続き小児科医療体制の維持・確保に努めたい。</p>
2	さいきっ子医療費助成事業	<p>子育て世帯の経済的支援として、中学生までの医療費を無料としており、疾病の早期発見と治療を促進し子どもの保健の向上を図っています。</p> <p>今後も、本事業を継続し、子育て世帯の経済的支援、疾病の早期発見・早期治療に努めます。</p>	こども福祉課	B	<p>市内在住の出生から高校生相当までの子どもに対する健康保険適用分に係る医療費（通院・入院・歯科・調剤費）を無料としています。</p> <p>【実績】                      R2受給資格者数7,014人 延べ件数69,344件 R3                      受給資格者数6,715人 延べ件数75,888件                      R4受給資格者数6,978人 延べ件数73,511件                      R5受給資格者数8,244人 延べ件数99,723件</p>	<p>子どもに係る医療費を無料とすることにより、子育て世帯の経済的負担の軽減や疾病の早期発見、早期治療につながっており、子どもの保健の向上を図っていきます。</p>	継続	

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	子育て世代包括支援センターの構築	出生数は年々減少しているものの、支援を必要とする家庭は増加傾向にあり、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠からの切れ目ない支援を目標に、個別対応を充実してきました。 今後も、母子健康手帳の交付から切れ目ない支援ができる体制を強化するために、子育て世代包括支援センターの構築を図ります。	健康増進課	A	R2年4月から和案内健康増進課に「佐伯市子育て世代包括支援センターさいきつずまある」を開設し、専任保健師と相談専用電話を確保しています。R5年度からは専任助産師へ変更し、伴走型相談支援を開始しました。 電話・来所相談、母子健康手帳交付時の面談、支援プランの作成等の実績 R4：946件 R5：1135件	妊娠届出数は減少しているものの支援を必要とするハイリスク妊婦の割合が増加し、妊娠期から切れ目ない支援が必要となっています。	継続	R7年度からこども家庭センターの開設に伴い、母子保健機能と児童福祉機能を統合させた支援体制を構築していくとともに、今後も市民が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から切れ目ない支援を行っていきます。
2	妊婦健康診査による支援	国が示す望ましい基準の健診について、すべての妊婦が受診できるよう、体制及び受診回数、検査項目を確保します。	健康増進課	A	母子健康手帳交付時に14回分の妊婦一般健康診査受診票を交付しています。35歳以上の方には腹部超音波券を交付しています。R4年度から多胎妊娠の方に受診票を5回分追加交付しています。R6年度から血算検査と血糖検査をそれぞれ1回分追加し、妊娠健診交通費等支援事業を開始しました。 妊娠11週までの届け出や県外受診時の償還払いの手続き等の周知を行いました。	国の基準の健診は、市内産婦人科は対応できているが、一部の検査費用について妊婦の負担もあります。	継続	今後も国が示す望ましい基準の健診に向け、県や産婦人科医会と協議し、体制や受診回数、検査項目など追加し、費用面の負担を軽減していきます。医療機関との連携も継続し、妊婦の健康管理の充実、経済的負担の軽減を図り、安心、安全に妊娠・出産ができる体制確保に努めます。
3	産後ケアの充実	症状の強弱に差はあっても誰にでもおこる可能性のある産後うつ等に対応するため、母子の心身の状態に応じた保健指導や相談を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保と充実を図ります。	健康増進課	A	母親の身体的回復と心理的な安定を促し、母親自身がセルフケア能力を高め、母子とその家族が健やかな育児ができるよう産後ケア事業の周知を行いました。R5年度途中から、条件を緩和し、妊娠届出時や乳児訪問時にはチラシ配布し、周知に努めました。 実績R4：デイ型4回 宿泊型8回 R5：デイ型3回 宿泊型8回	妊娠届出数の減少に伴い、利用実績は伸び悩んでいます。産婦自身が出向くデイ型、宿泊型は、移動する負担が大きい。	継続	妊娠期から伴走型相談支援を行う中、産後、支援が必要と判断した方には、タイムリーに産後ケアへ繋げ、支援していきます。 今後も医療機関や助産院と連携し、利用が必要な妊産婦の早期把握と適切なサービス量の確保に努めます。R7年度からアウトリーチ型サービス導入と対象月齢の拡充を検討します。
4	不妊治療への支援	不妊治療を受けている夫婦に、人工授精費用の助成を行う子宝支援事業を継続実施して、経済的負担の軽減を図ります。また、事業実施にあたっては、大分県特定不妊治療費等助成事業とも連携し取り組むこととします。	健康増進課	B	人工授精費用の助成を市独自で実施し、特定不妊治療及び不妊検査に係る費用については、県の事業に対しその一部を負担しています。 実績 (市助成) R4：6件 R5：3件 (県負担) R4：26件 R5：13件	不妊治療の保険適用開始に伴い、県の助成制度が縮小されました。	継続	市では人工授精の助成をしていましたが、令和6年度から助成対象費用と助成上限額の拡充を行います。引き続き佐伯市子宝支援事業についての広報と円滑な給付を行います。

【施策の方向性6】きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	養育支援訪問事業	<p>子育てに対して不安・孤立感等を抱える家庭や、その他様々な原因で養育支援を必要とする家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減するよう支援を行います。</p> <p>子育てに関する窓口を健康増進課と周知し、虐待のおそれのあるハイリスクケースについてこども福祉課と情報共有・連携する体制を構築しています。</p> <p>支援を必要とするケースは増加傾向にあり、相談内容も複雑化してきており、専門職や保健師のマンパワーの確保が課題となっています。</p> <p>今後は、子育て世代包括支援センターを中心とした相談窓口の明確化と個別ニーズに応じたきめ細かな支援を実施していきます。</p>	健康増進課、こども福祉課	A	<p>R2年4月に子育て世代包括支援センター「さいきつず まある」を健康増進課で開設し、専任保健師と相談専用電話を確保しました。さらにR5年度からは専任助産師も確保しています。周知は、妊娠届や乳児家庭全戸訪問、転入届の際に紹介と資料の配布を行うことで、すべての妊産婦に実施できました。</p> <p>ハイリスクケースは乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診、所内相談、対象者または保育園や幼稚園との定期連絡等で定期的に状況を把握し、こども福祉課と情報共有・連携を図りました。</p> <p>【さいきつず まある利用件数】R2年:910件、R3年:952件、R4年:946件、R5年:1135件</p>	<p>支援を必要とするケースは増加傾向にあり、相談内容も複雑化しており、関係機関と情報共有や連携をはかりながら、支援していく必要があります。</p> <p>R7年度「こども家庭センター」の設置に向けて、窓口の普及啓発を図るとともに、妊娠期からの切れ目のない支援体制の強化に努めます。</p>	継続	
2	家庭児童相談事業	<p>児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、子ども(0~18歳)に関するあらゆる相談支援(養育・しつけ・性格・非行・障がい・児童虐待等)を行う事業です。</p> <p>本市では、家庭児童相談員4名、臨床心理士2名、母子父子自立支援員2名を配置して相談を実施しています。</p> <p>今後も、養育支援等を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生予防を行うとともに、虐待の早期発見、早期対応を図ります。</p> <p>また、虐待の恐れがあるケースの発見など、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有できるよう努めます。</p>	こども福祉課、健康増進課	B	<p>児童に関する様々な相談に対し、対応を行っています。状況に応じて要保護児童対策地域協議会にて関係機関と情報共有を行い、解決に向けての支援を検討しています。継続的支援が必要なケースについては家庭児童相談員や臨床心理士が携わり、各支援者と連携を図っています。支援を行うことで虐待の未然防止はもとより、虐待の恐れがあるケースに対しても児童相談所と密な連携により、迅速な対応、再発防止に向けての支援が行えるように務めています。</p> <p>令和3年度より児童家庭支援センターHOPEと連携し、必要に応じて直接家庭に訪問する見守り強化支援を行っています。</p> <p>R2年4月に子育て世代包括支援センター「さいきつず まある」を健康増進課に開設したことで、子育て世代の育児に関する悩みや不安を早期発見・対応ができる仕組みができました。</p> <p>班員全員がケースを把握できるよう、定期的に班ミーティングを開催し、ハイリスクケースの情報共有を行っています。また、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健診等でハイリスクケースの状況が把握できた時は、こども福祉課とタイムリーに報告・連携を行っています。</p>	<p>児童に関する相談については、それに伴う養護者の問題、金銭面・生活環境面の問題、障がいなど重複した課題を抱えているケースが多い。それを補えるよう制度やサービスが充実してくる反面、児童や養護者自身がニーズを必要としていない場合の支援に苦慮する傾向があります。</p> <p>相談内容も複雑化しており、関係機関と情報共有や連携をはかりながら、早期に把握し、児童虐待の発生予防、早期対応等に努めます。</p>	拡充	<p>家庭の抱える課題を妊婦時から把握・支援することで養護者の養育に対する困りを軽減できるよう、母子保健機能と児童福祉機能の切れ目のない支援を目指し、令和7年度よりこども家庭センターを設立し機能拡充を検討します。</p>

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	ひとり親家庭自立支援の推進	ひとり親家庭への自立支援として、母子父子自立支援員を2名配置し、相談に対応しています。今後も、相談体制を充実していきます。	こども福祉課	B	母子父子自立支援員を2名配置し、ひとり親になる前の相談から対応しています。就労・経済困窮など、ひとり親としての困りを把握し、できる限り支援の情報や方法を提供・提案できるように務め、ひとり親家庭の自立支援を行っています。	今後もひとり親家庭への支援を継続していきます。	継続	
2	ひとり親家庭医療費助成事業	母子家庭、父子家庭および父母のいない児童が保険診療した医療費の自己負担額を助成する事業です。児童数の減少により助成額は、年々減少していますが、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を目的として、今後も本事業を実施していきます。	こども福祉課	B	ひとり親家庭等の親及びその者に監護されている児童（高校3年生まで）に係る医療費を助成しています。父母は一部自己負担があり、児童は無料としています。 【実績】 R2受給資格者数 親：838人 子：1,312人 R3受給資格者数 親：787人 子：1,223人 R4受給資格者数 親：787人 子：1,223人 R5受給資格者数 親：710人 子：1,081人	本事業により、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上が図られることから、今後も継続して実施していきます。	継続	

(3) 障がい児施策の充実

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	障がい児福祉計画と連携した障がい児支援の推進	平成30年3月に「佐伯市障がい者計画(第3次)・佐伯市障がい福祉計画(第5期)・佐伯市障がい児福祉計画(第1期)」を一体的に策定しており、障がい児福祉計画では、基本方針に「障がい児の利益考慮と健やかな育ちの推進」、「障がい児への早期且つ一貫性のある支援の提供」、「地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進」、「質の高い支援の充実と関係機関との連携の推進」を掲げています。今後も、佐伯市障がい児福祉計画に基づき、関係機関と連携を取りながら、障がい児及び障がいが見込まれる児童へのサービス提供が円滑に行われるよう対応します。	障がい福祉課	B	佐伯市障がい者相談支援センターすきつがや健康増進課等の関係部署と連携しながら、療育支援が必要な児童に児童発達支援や放課後等デイサービス等の児童通所サービスの提供を円滑に行うことができました。	放課後等デイサービス事業の利用児が増加傾向にあり、一部新規の受入れが難しい状況が生じています。	継続	

(4) 子どもの居場所づくりの支援

No.	施策	施策内容	担当課	評価	具体的な実績など	課題や問題点	方向性	今後の取り組み
1	子ども食堂・学習支援	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、すべての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの生活面から学習面まで多面的に支援するため、食事の提供や学習支援など関係団体等と連携し、子どもの居場所づくりを支援します。	こども福祉課	B	佐伯市に住むすべての子どもが利用できる居場所の提供を目指し、食事の提供や学習支援など関係団体等と連携し、子どもの居場所づくりを支援行っています。令和6年度までに市内に6箇所の子ども食堂が活動しています。	子ども食堂の開設場所は旧市内の割合が多く、中心部から遠方の子どもたちが利用するには、まだまだ利用しにくい状況があります。	継続	
2	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランの推進	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランに基づき、学校における学習支援や進路相談、スクールソーシャルワーカーを活用した家庭支援、教育委員会における就学援助や各種奨学金の情報提供などに努めます。	学校教育課	B	教室「グリーンプラザ」を核とした関係機関との連携やいじめ・不登校等に関する相談・訪問を行いました。相談・訪問の実績はのべ416件のほりまます。スクールソーシャルワーカーの活用についても、4名をすべての小・中学校に配置し、家庭支援等がのべ3,062件の取組が行われ成果をあげています。 また、就学援助や各種奨学金の情報提供についても適切に行いました。	不登校の児童生徒について、千人当たりの出現率と比較すると、R4の小学校が14.0人、中学校が49.5人と、小・中共に減少してはいるものの、貧困家庭への支援やヤングケアラーへの対応等、福祉関係者との更なる連携の強化が求められます。	継続	いじめ・不登校・貧困対策アクションプランに基づき、引き続き「人間関係づくりプログラム」の推進やQ U調査の実施・分析に取組み、すべての子どもたちにとって居心地のよい学校・学級づくりをめざします。 また、SC、SSW等の専門家や関係組織等と連携を一層強化していじめ等の早期発見・早期対応に努めます。